

出席停止のお知らせ

(インフルエンザの時のみ使用可能)

お子様は、学校保健・安全法の定めにより、インフルエンザのため、医師が感染のおそれがなく登校してもよいと認める時まで登校を見合わせてください。

* 医師の許可が出てはじめて登校する時に、下記の出席届に保護者の方がご記入いただき、お子様に持たせてください。

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?



原則 発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。

発熱中 解熱 登校可能

発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
2日間								
3日間								
4日間								
5日間								

※1 発症日翌日を1日目と数えます。
※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

出席停止の基準は、「発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで」です。発症した日は0日で次の日が1日となります。

きりとり

聖ヶ丘小学校長様

出席届

年 月 日

年 組 氏名

____月 ____日にかかったインフルエンザが治り、登校してもよいとの医師の許可が出ましたので、 本日より登校いたします。

保護者名 _____ (印)